## 審査基準

年 月 日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第4条第1項

処 分 の 概 要:銃砲又は刀剣類の所持の許可

原権者(委任先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)

## 法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、同第4条第3項(許可) 同第4条の2(許可の申請) 同第5条(許可の基準) 同第5条の2(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第1条(産業の用途に供するため必要な銃砲)同第2条(銃砲の所持が許可される試験又は研究)同第3条(けん銃等の所持が許可される運動競技会等)同第4条(運動競技用信号銃等の所持が許可される運動競技会等)同第5条(指導用空気銃の所持が許可される運動競技会)同第7条(空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)同第8条(銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)同第9条(銃砲の構造又は機能の基準)同第10条(講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)同第11条(猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦)同第12条(人の生命又は身体を害する罪等)同第13条(現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等)同第14条(猟銃の所持の許可の基準の特例)同第15条(ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等)同第16条(指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技選手に係る更加強なの所持が許可される射撃競技選手に係る更加強なの所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等)同第16条(指導用空気けん銃の所持が許可される射撃競技指導員に係る運動競技会等)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続) 同第9条(申請書の様式等) 同第10条(申請書に添付する医師の診断書) 同第11条(申請書の添付書類) 同第19条(猟銃若しくは空気銃の構造又は機能の基準等)

銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第四号に規定する政令で定める者が行う推薦 猟銃の口径の長さの特例に関する規則

暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令

審 査 基 準:別紙のとおり

標 準 処 理 期 間:35日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

申 請 先:

問 い 合 わ せ 先:

備 考: